

《事後申請 提出書類一覧》 ※令和5年4月1日～7月23日までに助成事業完了

■ 交付申請書・実績報告書の同時申請

✓	必要書類	確認事項	備考
1	助成金交付申請書（第1号様式）		
2	実績報告書（第8号様式）		
3	助成対象者の登記事項証明書 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
4	一般貨物自動車運送事業許可証 又は 第二種貨物利用運送事業許可証	どちらか一方用意。 （リース申請の場合、貸与先分を用意）	写し可
5	印鑑証明書	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
6	購入車両の自動車検査証 又は 自動車検査証記録事項	・初度登録日が令和5年4月1日から同年7月23日までに限る ・電子車検査証の場合、自動車検査証記録事項を提出	写し
7	購入車両の代金に係る請求書又は注文書	・型式 ・メーカー名、車名 ・車種 ・車両登録番号 ・車台番号 ・購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体価格【税抜】が確認できるもの）	写し
8	購入車両の代金の支払に係る領収書又は振込明細等支払い事実が確認できるもの	・販売会社等の印があるものに限る。 ・領収書が発行できない場合、振込証明書等や支払い事実が確認できるものを提出 ・複数台の領収書の場合、内訳書や領収書に一台ごとの領収内訳がわかる記載があること	写し
9	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境省補助金)を受けたことがわかる書類	環境省補助金を受けた場合のみ ・交付決定通知書 ・額確定助成通知書	写し

			・内定通知書 など	
10	請求書(第9号様式)			写し
11	口座情報の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書(第9号様式)と同一の口座情報であること。</li> <li>・以下の内容が記載されていること</li> <li>①金融機関名(コード)</li> <li>②支店名(コード)</li> <li>③預金種類</li> <li>④口座番号</li> <li>⑤カタカナの口座名義人名</li> <li>※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること</li> </ul>	写し
12	車両受渡し書等の納車が確認できる書類		日付、車体番号等が記載あること	写し可
13	その他公社が参考・必要と認める書類			
追加必要書類 <リース申請の場合のみ>			確認事項	備考
14	リース契約書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者、貸与先双方の印があるもの(契約締結が確認できるもの)</li> <li>・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの</li> <li>・リース料金に助成金額が反映された状態であること。</li> </ul>	写し
15	貸与料金の算定根拠明細書		・リース契約書と総額、月額が同額であること	
16	貸与先の登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)		申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
17	貸与先の 一般貨物自動車運送事業許可証 又は 第二種貨物利用運送事業許可証		どちらか一方用意。	写し可
18	貸与先の印鑑証明書		申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可